平成２６年（フ）第４２号
山形県寒河江市石持町３－１、住民票上の住所山形県寒河江市石持町３番５号
破産者　インチョンこと　水戸部　純
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７１号
山形市東原町１丁目６番18号、開始決定時の住所山形市嶋北１丁目10番11号
破産者　大塚　乗美
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
山形市東原町１丁目６番18号、開始決定時の住所山形市嶋北１丁目10番11号
破産者　大塚　孝一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
横浜市南区別所中里台35番７号　横田レントハウスＡ、開始決定時の住所富山県砺波市栃上198番地
破産者　喜多美智子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１６２号
富山県高岡市関町１番地18　レジデンスエス106号、開始決定時の住所富山県高岡市鷲北新62番地５
破産者　若杉真理子
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１５号
富山県高岡市野村1306番地１　レオパレスＥａｓｔ野村202号
破産者　坂本　政勝
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２３号
富山県高岡市下黒田794番地４　正六住宅下黒田２号
破産者　坂本　静香
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２４号
富山県高岡市下黒田794番地４　正六住宅下黒田２号
破産者　坂本　さや
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２９号
富山県高岡市蓮花寺679番地　ベルクレール蓮花寺308号、旧住所富山県高岡市伏木一宮２丁目７番31号
破産者　塚本　華代
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１９９４号
大阪府豊中市新千里西町２丁目21番30―506号
破産者　村田　正信
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８９１号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番87―106号
破産者　橋本　茂樹（旧姓森）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５６０号
大阪市西区立売堀１丁目14番22―1203号
破産者　「集」プランニングオフィスこと　池田　哲朗
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９３号
鳥取県日野郡日南町折渡593―２、住民票上の住所大阪府大東市南新田１丁目８番301号
破産者　大塚　毅
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９７号
大阪市中央区谷町６丁目２番３―207号
破産者　細川　圭祐
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７２４号
大阪府摂津市桜町２丁目２番13号
破産者　松田　眞理
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９号
大阪府東大阪市衣摺４丁目12番27号
破産者　平田　直美（旧姓入佐）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２０号
大阪府高槻市道鵜町５丁目５番１―1308号
破産者　間下　彰久
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２４号
大阪府東大阪市善根寺町５丁目２番５号、開始決定時の住所大阪府東大阪市東鴻池町３丁目５番25号
破産者　森山　晃
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２９号
大阪府大東市錦町２番１号　サンフォルムＩ102号
破産者　竹廣　利和
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部